

**米国株式信用取引口座設定約諾書
新旧対照表(2023年1月28日)**

(青字・下線部分変更箇所)

新(改定後)	旧(改定前)
米国株式信用取引口座設定約諾書	米国株式信用取引口座設定約諾書
<p>私は、米国株式信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において米国株式信用取引を行います。つきましては、貴社に米国株式信用取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、日本証券業協会の諸規則及び決定事項並びに慣行中、米国株式信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、日本証券業協会の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>第1条～第2条 変更なし</p> <p><u>(委託保証金の代用有価証券の範囲)</u></p> <p><u>第3条 委託保証金の差入れを有価証券をもって代用する場合については、貴社は貴社が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。</u></p> <p>(委託保証金の取扱い)</p> <p>第4条 私がこの米国株式信用取引口座を通じて貴社に差し入れた委託保証金は、法令に従い貴社の財産とは分別して保管されること。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、私が委託保証金として貴社に預託した代用有価証券は、私が別に書面により同意をした場合には、貴社が他に担保に供し又は貸し付けることができること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、貴社は、他に担保に供し又は貸し付けた有価証券に相当する額の金銭又は有価証券を、法令に従い貴社の財産とは分別して保管すること。</u></p> <p>第5条～第9条 変更なし</p> <p>(委託保証金等の処分)</p> <p>第10条 私が米国株式信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、<u>次の各号に掲げるもの</u>を、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残</p>	<p>私は、米国株式信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において米国株式信用取引を行います。つきましては、貴社に米国株式信用取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、日本証券業協会の諸規則及び決定事項並びに慣行中、米国株式信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、日本証券業協会の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p><u>新設</u></p> <p>(委託保証金の取扱い)</p> <p>第3条 私がこの米国株式信用取引口座を通じて貴社に差し入れた委託保証金は、法令に従い貴社の財産とは分別して保管されること。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p>第4条～第8条 省略</p> <p>(委託保証金等の処分)</p> <p>第9条 私が米国株式信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、<u>証券取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産</u>を、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、</p>

新(改定後)	旧(改定前)
<p>債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>(1) 私が委託保証金として差し入れた代用有価証券</p> <p>(2) その他証券取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産</p> <p>第 11 条～第 16 条 変更なし</p> <p>(委託保証金の利息その他の対価)</p> <p>第 17 条 私¹が米国株式信用取引に関し、貴社に委託保証金として差し入れる金銭²又は代用有価証券³には、利息その他の対価をつけないこと。</p> <p>(報告)</p> <p>第 18 条 第 8 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに書面をもってその旨を報告すること。</p> <p>第 19 条～第 26 条 変更なし</p> <p style="text-align: right;">(2023.01)</p>	<p>その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>第 10 条～第 15 条 省略</p> <p>(委託保証金の利息その他の対価)</p> <p>第 16 条 私¹が米国株式信用取引に関し、貴社に委託保証金として差し入れる金銭には、利息その他の対価をつけないこと。</p> <p>(報告)</p> <p>第 17 条 第 7 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに書面をもってその旨を報告すること。</p> <p>第 18 条～第 25 条 変更なし</p> <p style="text-align: right;">(2022.09)</p>